

参考

山形県の令和5年度6月補正予算■における主な事業の概要(抜粋)

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先		
1 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援					
(2) 消費下支え等を通じた生活者支援					
市町村が取り組むLPガス料金の負担軽減及び地域経済活性化に資するプレミアム商品券等発行事業に対する支援	1,588	LPガスをはじめとする光熱費・食料品等の物価高騰の影響を受けている地域経済の回復を図るため、市町村が実施する消費喚起・需要拡大に資する取組みを支援	産業労働部 商業振興・経営支援課 023-630-2393		
		補助先		市町村	
		補助率		10/10 (上限:対象となる市町村人口×1,500円)	
補助対象	商品券のプレミアム上乗せ分、キャッシュレス決済のポイント還元分等				
(5) 農林水産業における物価高騰対策支援					
施設園芸農業者の省エネ設備等の導入経費に対する支援	45	園芸農業者の燃油使用量の削減による収益性の向上に向けた、省エネ設備等(ヒートポンプエアコン、スマート環境制御装置、多層カーテン等)の導入への助成	農林水産部 園芸大国推進課 023-630-3380		
		対象者		農業者団体・農業法人・JA等	
		補助率		1/2	
畜産農家の飼料価格高騰への支援	852	飼料価格の高騰による畜産経営への影響を緩和するための畜産農家への助成	農林水産部 畜産振興課 023-630-3350		
				配合飼料対策	単味飼料対策
		対象者		令和5年度配合飼料価格安定制度契約者(全畜種)	単味飼料を購入している畜産農家(申請による)
		補助率		令和5年度第1四半期及び第2四半期の各平均価格と価格上昇前平均価格との差額から、政府の配合飼料価格安定制度等の補てん金を控除した額の1/2(上限6,000円/t)	配合飼料対策と同額の補助単価(上限6,000円/t)
対象期間	令和5年度第1四半期及び第2四半期購入分				

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先												
漁業者の燃油価格高騰への支援	15	政府の漁業経営セーフティネット構築事業による燃油高騰分への補てん金のうち漁業者積立金相当分を助成 <table border="1" data-bbox="936 319 1787 475"> <tr> <td>対 象 者</td> <td>漁業経営セーフティネットに加入する漁業者</td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和5年4月～12月発動分</td> </tr> </table>	対 象 者	漁業経営セーフティネットに加入する漁業者	補 助 率	10/10	対象期間	令和5年4月～12月発動分	農林水産部 水産振興課 023-630-3299						
対 象 者	漁業経営セーフティネットに加入する漁業者														
補 助 率	10/10														
対象期間	令和5年4月～12月発動分														
漁業者の資材価格高騰への支援	36	①出荷資材高騰対策特別支援 県漁業協同組合が販売する魚箱について令和3年10月時点の価格と購入時点の価格との差額を、同じく氷について令和4年12月時点の価格と購入時点の価格との差額を、それぞれ助成 <table border="1" data-bbox="936 632 1787 801"> <tr> <td>対 象 者</td> <td>漁業者</td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和5年4月～令和6年2月購入分</td> </tr> </table> ②漁業用資材高騰対策特別支援 漁業者が購入した漁業用資材について、令和3年1月時点の価格と購入時点の価格との差額を助成 <table border="1" data-bbox="936 916 1787 1069"> <tr> <td>対 象 者</td> <td>漁業者</td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和5年4月～令和6年2月購入分</td> </tr> </table>	対 象 者	漁業者	補 助 率	10/10	対象期間	令和5年4月～令和6年2月購入分	対 象 者	漁業者	補 助 率	10/10	対象期間	令和5年4月～令和6年2月購入分	農林水産部 水産振興課 023-630-3299
対 象 者	漁業者														
補 助 率	10/10														
対象期間	令和5年4月～令和6年2月購入分														
対 象 者	漁業者														
補 助 率	10/10														
対象期間	令和5年4月～令和6年2月購入分														
放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者の飼料価格・電気料金高騰への支援	12	原油価格・物価高騰等に伴う、放流用種苗の生産や魚の養殖に係る配合飼料・光熱費のかかり増し経費に対する助成 <table border="1" data-bbox="936 1158 1787 1353"> <tr> <td>補 助 先</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・放流用種苗生産団体 (内水面漁業協同組合、漁業生産組合) ・内水面養殖業者(中小規模の事業者に限る) </td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和5年4月～12月までの飼料代・電気代上昇分</td> </tr> </table>	補 助 先	<ul style="list-style-type: none"> ・放流用種苗生産団体 (内水面漁業協同組合、漁業生産組合) ・内水面養殖業者(中小規模の事業者に限る) 	補 助 率	1/2	対象期間	令和5年4月～12月までの飼料代・電気代上昇分	農林水産部 水産振興課 023-630-2445						
補 助 先	<ul style="list-style-type: none"> ・放流用種苗生産団体 (内水面漁業協同組合、漁業生産組合) ・内水面養殖業者(中小規模の事業者に限る) 														
補 助 率	1/2														
対象期間	令和5年4月～12月までの飼料代・電気代上昇分														

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先						
放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者の省エネ設備の導入等経費に対する支援	4	放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者の電気使用量の削減による収益性の向上に向けた、省エネ設備（ポンプ、インバーター等）の導入等への助成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">補 助 先</td> <td>・放流用種苗生産団体 （内水面漁業協同組合、漁業生産組合） ・内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る）</td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>1/2</td> </tr> </table>	補 助 先	・放流用種苗生産団体 （内水面漁業協同組合、漁業生産組合） ・内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る）	補 助 率	1/2	農林水産部 水産振興課 023-630-2445		
補 助 先	・放流用種苗生産団体 （内水面漁業協同組合、漁業生産組合） ・内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る）								
補 助 率	1/2								
農業水利施設の電気料金高騰への支援	86	電気料金高騰による農業者への影響を緩和するため、電力消費の大きい農業水利施設（用排水機場）の稼働における電気代上昇分の一部を助成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">補 助 先</td> <td>土地改良区等</td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和5年4月～9月までの電気代上昇分 （令和3年同期比）</td> </tr> </table>	補 助 先	土地改良区等	補 助 率	1/2	対象期間	令和5年4月～9月までの電気代上昇分 （令和3年同期比）	農林水産部 農村整備課 023-630-2157
補 助 先	土地改良区等								
補 助 率	1/2								
対象期間	令和5年4月～9月までの電気代上昇分 （令和3年同期比）								
(6) 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援									
特別高圧で受電している県内中小企業等の電気料金高騰への支援	213	政府が実施している「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象となっていない特別高圧で受電している県内中小企業等に対する支援 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">補 助 先</td> <td>・特別高圧で受電している県内中小企業等（みなし大企業及び発電事業者を除く） ・特別高圧で受電している大規模商業施設のテナントを運営する県内中小企業等</td> </tr> <tr> <td>補助単価</td> <td>令和5年1月～8月使用分：3.5円/kWh 同 9月使用分：1.8円/kWh</td> </tr> <tr> <td>上 限 額</td> <td>1社当たり5,000万円</td> </tr> </table>	補 助 先	・特別高圧で受電している県内中小企業等（みなし大企業及び発電事業者を除く） ・特別高圧で受電している大規模商業施設のテナントを運営する県内中小企業等	補助単価	令和5年1月～8月使用分：3.5円/kWh 同 9月使用分：1.8円/kWh	上 限 額	1社当たり5,000万円	産業労働部 産業技術イノベーション課 023-630-2553
補 助 先	・特別高圧で受電している県内中小企業等（みなし大企業及び発電事業者を除く） ・特別高圧で受電している大規模商業施設のテナントを運営する県内中小企業等								
補助単価	令和5年1月～8月使用分：3.5円/kWh 同 9月使用分：1.8円/kWh								
上 限 額	1社当たり5,000万円								
(7) 地域公共交通や地域観光業等に対する支援									
地域の移動手段確保のための地域交通事業者（乗合バス）への支援	29	燃料費高騰やコロナ禍による需要の減少等により、乗合バス事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、運行維持に係る費用に対し、バスの保有台数に応じて10万円/台を助成	みらい企画創造部 総合交通政策課 023-630-2161						
地域の移動手段確保及び需要拡大のための地域交通事業者（タクシー）への支援	65	燃料費高騰やコロナ禍による需要の減少等により、タクシー事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、運行維持に係る費用や事業者が実施する需要拡大のための取組みに対し、タクシーの保有台数に応じて5万円/台を助成	みらい企画創造部 総合交通政策課 023-630-2161						